

ペット飼育

1. 飼育可能なペット

飼育できるペットは犬・猫のみとなります。また、頭数等に制限があります。

区分	犬	猫
体格・体重等	成犬時の体重が概ね35kg以下で、かつ当社が飼育を認める犬種等であること。 飼育できる犬種等は <u>こちら</u>	制限はありません。
飼育頭数	<input type="radio"/> 犬猫合わせて計2頭まで <input type="radio"/> 当社が指定する大型犬相当種は2頭のうち1頭のみ	

2. 審査について

ペットの飼育には、事前の書類審査及び面接審査が必要です。

審査に合格された方に限り、飼育が可能となります。

(1)書類審査

当せん後、以下に記載する書類をご提出いただきます。

番号	書類による審査事項	提出書類
1	ペットの種類、飼育頭数等	「飼育申請書(当社指定用紙)」、ペットの写真
2	繁殖制限措置(不妊手術又は去勢手術)の実施	不妊又は去勢手術を終えていることを証する書面又はその写
3	やむを得ず飼育ができなくなった場合の対応	「引取人に関する届出(当社指定用紙)」
4	コミュニティ組織への参加	「ペットクラブ入会の届出(当社指定用紙)」
番号5、番号6は犬のみ対象です。		
5	当社が認める犬種等であること(飼育できる犬種等は <u>こちら</u>)	血統証明書又は獣医師所見書の写
6	狂犬病予防法第4条及び第5条に基づく義務の履行	犬鑑札、狂犬病予防注射を一年以内に実施したことの分かる証明書の写

(2)面接審査

書類審査合格後、面接審査を実施します。審査では、集合住宅でのペットとの暮らしに対する理解や準備状況などを確認いたします。

3. 共用部・専有部における飼育ルール(住まい方のルール)

飼い主とペットが集合住宅で快適かつ安全にお住まいいただくため、飼育に関して共用部および専有部でのルールを定めています。

飼育される方は、必ず「ペット飼育等規則」をご確認のうえ、ルールを守ってご生活ください。

なお、1号棟にお住まいになる予定の全ての方は「ペット飼育等規則」、2号棟にお住まいになる予定の全ての方は「ペット等共生住宅入居に係る確認書」に同意いただく必要があります。

エリア		主なルール
共用部	1号棟	屋内(エレベーター、共用廊下、ラウンジ等)は、ペットを抱きかかえる又はカートを使用して移動してください。(一時的な動作時にペットを下ろすことは可。) なお、あずまや、リードフック設置エリア周辺やペットカート置き場からエントランスまでの導線等、当社が別にペットの同伴(連れ歩き)を認める場所があります。
		ペット関連施設(ドックガーデン、ペット相談室等)は、原則、スタッフ配置時間帯に開放します。ドックガーデンは開放時間帯であれば予約なしで使用できます。
		屋外(広場・貫通通路・駐車場)は、全てペット同伴(連れ歩き)可です。
	2号棟	2号棟屋内(マルチサロンA・B、管理事務所)は、原則、ペット同伴・持込みはできません。 なお、マルチサロンAはペットを伴うイベント等開催時のみ同伴可です。
専有部・専用使用部分		屋外(広場・貫通通路・駐車場)は以下のとおりです。 ・地区広場は、ペットの同伴・持込みはできません。 ・貫通通路及び駐車場は、ペット同伴(連れ歩き)可です。
専有部・専用使用部分		バルコニー・テラスに、ペットを連れ出すことはできません。飼育及びグルーミング等の実施は室内のみです。

ペット飼育等規則

この規則は、住宅賃貸借契約書又は定期賃貸住宅契約書（以下「住宅賃貸借契約書等」という。）付帯の「ペット等共生住宅」の入居に係る覚書に基づき、乙がカーメスト用賀馬事公苑（以下「本住宅」という。）においてペットを飼育する又は居住するに当たって必要な事項を定める。

（目的）

第1条 本規則は、乙が動物愛護についての理解を深め、本住宅及び近隣地域における良好な住環境を維持し、人と動物の共生に配慮することを目的とする。

（定義）

第2条 本規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 ペット 第6条第1項に定める動物をいう。
- 二 ペットクラブ 第17条第2項に掲げる者で構成し、同条第3項に定める役割を担う組織をいう。

（飼い主の心構え）

第3条 乙は、ペットを飼育するに当たり、次のことを常に心がけなければならない。

- 一 他の住宅居住者及び近隣住民の生活を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。
- 二 ペットの本能、習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、適切なしつけを行い、ペットを終生、適正に飼うこと。
- 三 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、東京都動物の保護及び管理に関する条例（昭和54年東京都条例第81号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等に規定する飼い主の責務を守ること。

（住宅居住者としてのペット等共生への理解）

第4条 乙は、ペットの飼育の有無にかかわらず、動物の愛護について理解し、人と動物が共生できる快適な生活環境づくりに協力するものとする。

（補助犬に対する配慮）

第5条 住宅居住者が、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬・介助犬・聴導犬（以下「補助犬」という。）を必要とする場合においては、他の住宅居住者は、その必要性に十分配慮するものとする。

2 乙は、補助犬を使用する場合は、甲が別に定める書式により届け出るものとし、本規則は適用しない。

（飼育できるペットの種類）

第6条 乙が飼育できるペットの種類は、次のとおりとする。

- 一 犬
- 二 猫

2 乙は、前項各号に定めるペットを飼育する場合は、第8条又は第11条に定める飼育申請等の手続きを経て甲の承認を得なければならない。

3 住宅賃貸借契約書等に基づき、第1項のほかに小鳥又は魚類の飼育が可能であるが、本規則におけるペットは、第1項に定める種類とする。小鳥又は魚類は、良識の範囲内で飼育するものとする。

（飼育できるペットの頭数及び犬の大きさ・犬種等）

第7条 乙は、犬・猫合わせて2頭まで飼育することができる。

2 犬については、成犬時の体重がおおむね35kg以下かつ別表に記載する犬種等とする。別表に示されていない犬種等は、飼育することができない。

3 第1項において、別表に記載する大型犬相当の犬種等については、2頭のうち1頭までとする。

（入居時の飼育申請等手続）

第8条 乙は、本住宅にペットを伴い入居する場合、第9条及び第10条に定める手続き等により甲にペットの飼育を申請し、書面による甲からの承認を得なければならない。

(書類審査)

第9条 乙は、甲にペット飼育申請書を提出することによりペットの飼育を申請する。

2 前項において、乙は次の各号に定める書類を甲に提出しなければならない。

一 犬を飼育する場合

- ア 血統証明書又は獣医師の所見書の写し（飼育しようとする犬が第7条第2項に規定する犬種又はそれに準じるものであることが分かるもの）
- イ 犬鑑札及び狂犬病予防注射を一年以内に実施したことの分かる証明書の写し
- ウ 不妊又は去勢手術を終えていることを証する書面又はその写し
- エ やむを得ず飼育ができなくなった場合の引取人の届出
- オ ペットクラブ入会の届出
- カ その他、甲の指示する書類

二 猫を飼育する場合

- ア 不妊又は去勢手術を終えていることを証する書面又はその写し
- イ やむを得ず飼育ができなくなった場合の引取人の届出
- ウ ペットクラブ入会の届出
- エ その他、甲の指示する書類

3 前項の規定にかかわらず、乙が飼育しようとするペットが次の各号の一に該当するときは、飼育開始後にこれらを行う旨を誓約する書類をもって前項第一号イ、ウ又は第二号アに代えることができる。

一 生後90日以内又は生後91日以上であるが飼育開始から30日未満のため、前項第一号イに掲げる書類を提出できないとき。

二 幼年期である等の事由により、前項第一号ウ又は第二号アに掲げる書類を提出できないとき。

4 前項の場合、乙は、飼育開始後、前項の誓約内容を速やかに実施し、その旨を証する書類を提出しなければならない。

5 甲は、第1項から第3項による審査の結果、乙からの飼育申請内容が甲の定める要件を満たしていることが確認できたときは、乙に対し第10条に定める面接審査を行う。

(面接審査)

第10条 乙及び乙が飼育しようとするペットは、甲による面接審査を受けなければならない。

2 面接審査は、甲の指定した場所、日時及び方法により実施する。

3 甲は、前2項の審査等を経て、乙からの飼育申請を承認するときは、乙に対し書面によりその承認を行う。

(入居中の飼育申請等手続)

第11条 乙は、本住宅入居中において新たにペットを飼育しようとするときは、飼育開始前に第12条に定める手続きを行い、甲からの仮承認を受けた場合に限り、ペットを取得できるものとし、この場合、ペットの取得後、第9条から第10条に定める手続き等を行い、甲にペットの飼育を申請し、書面による甲からの承認を得なければならない。

2 乙は、前項の規定によりペットを取得した場合、ペットを取得した日の翌日から起算して10日以内に第9条から第10条に定める手続き等を開始し、手続き等を開始した日の翌日から起算して30日以内にこれを完了しなければならない。

(仮承認の手続き)

第12条 乙は、甲にペット飼育希望書を提出することで、新たなペットの取得を申請する。この場合、乙は甲による事前面接審査を受けなければならない。

2 事前面接審査は、甲の指定した場所、日時及び方法により実施する。

3 前項に当たり、甲は、乙が飼育しようとするペットが甲の定める要件を満たしていることを確認するため、必要に応じて乙にそれを証明する書類等の提出を求めるができるものとし、乙は甲の求めに応じ、これを提出しなければならない。

4 甲は、前3項の審査等を経て、乙による新たなペットの取得を仮承認するときは、乙に対し書面によりこれを行う。

5 前項の仮承認は、乙が前条第2項に定める手続き等を完了するまでの間とし、正当な理由なく乙が同

項に定める期間内に手続き等を開始しない又は完了しない場合、甲は仮承認を取り消すことができる。この場合、乙は取得したペットを第16条に定める引取人又はその予定者等に引き渡さなければならない。

6 甲は、乙による第1項の申請について、次の各号の一に該当する場合、それを受理しない。

- 一 第19条の規定により、甲から過去に飼育方法の指導や飼育禁止の措置を受けたことがあり、改善の見込みがないと甲が認めたとき。
- 二 甲乙間で締結した住宅賃貸借契約書等に規定する義務の不履行があるとき。
- 三 正当な理由なく乙から第9条第4項に掲げる書類の提出がないとき。

(飼育開始後の面談)

第13条 甲は、第11条に定める手続き等により乙による新たなペットの飼育を承認したとき、その承認の翌日から起算して3か月以内に乙に対し面談を行い、乙によるペットの飼育状況等を確認し必要な指導を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

2 前項の面談は、甲の指定した場所、日時及び方法により実施する。

(飼育中止の手続)

第14条 乙は、ペットの死亡やその他の理由によりペットの飼育を中止しようとするときは、甲が別に定める「ペット飼育中止届」により、甲に届け出るものとする。

2 前項において、全てのペットの飼育を中止したときは、甲に届け出ることによりペットクラブを退会することができる。

(飼い主の遵守事項等)

第15条 乙は、ペットを飼育するに当たり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 基本事項

- ア ペットは、乙の契約住戸の居室（バルコニー、ルーフバルコニー、テラス及び専用庭を除く専有部分のみを指し、以下「居室」という。）で飼育すること及びバルコニー、ルーフバルコニー、テラス及び専用庭にペットを連れ出さないこと。
- イ 居室以外で、ペットにえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。また、ペットを自由に外出させ又は放置しないこと。
- ウ ペットの異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって住宅居住者及び近隣住民に迷惑をかけないこと。
- エ ペットは、常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと。
- オ 集合住宅で飼育することへの自覚を持ち、ペットに対し必要なしつけを行うこと。
- カ 長期外出や出張等で同居者全員が契約住戸を不在にする場合、本住宅内にペットを残置しないこと。
- キ ペットには、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うこと。
- ク 有償無償を問わず繁殖行為を目的として、ペットを飼育しないこと。
- ケ 犬の飼育に当たっては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項に基づく登録を受け同条第3項に基づき鑑札を着けていること、及び狂犬病予防法第5条の規定に基づき毎年狂犬病予防注射を受けさせること。
- コ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の2から第39条の6に基づき、マイクロチップの装着について適切に対応すること。
- サ ペットによる汚損、破損、傷害等が発生した場合、又はペットの残置等によりやむを得ず甲が保護した場合において、その全てについて責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること。
- シ 地震、火災等の非常災害時には、ペットを保護するとともに、ペットが他の住宅居住者等に危害を及ぼさないように留意すること。
- ス 自己の責任において飼育し、自己の都合により遺棄しないこと。やむを得ず飼育を中止する場合又は第19条第2項によりペットの飼育を禁止された場合は、第16条に規定する引取人等に引取られ、これにより難い場合は、速やかに新たな引取人等を探しペットを引取らせること。
- セ ペットが死亡した場合は適切に取り扱い、居室に死骸を残置しないこと。また、本住宅の敷地内に埋葬しないこと。

二 住宅居住者及び近隣住民に配慮する事項

- ア 居室以外でペットの手入れ、ケージ等ペット用具の清掃及びトイレ用の砂の乾燥を行わないこと。

- イ ペットの手入れ、ケージ等ペット用具の清掃を行う場合は、必ず窓を閉めるなどして、臭気の発生及び毛等の飛散を防止すること。
- ウ ペットを散歩させるときは、あらかじめ排せつを済ませるよう努めること。やむを得ず、居室外で排せつをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、排せつした場所を衛生的な方法により清掃すること。
- エ ペットの排せつ物は、自治体のルールに従い適切に処理すること。トイレ用の砂等をトイレに流さないこと。また、排せつ物の付着したビニール袋等をトイレに流さないこと。
- オ 住宅敷地外の道路や近隣住宅の敷地等において排せつをさせないこと。近隣住民の迷惑にならないよう配慮した行動を常に心がけること。
- カ 1号棟の使用に当たっては、共用廊下、ラウンジ、エレベーター等の共用部では、他の住宅居住者及びペットの安全に配慮し、ペットは抱きかかえ、又はペットカート等に入れ、移動すること。ただし、あずまや及びリードフック設置場所周辺並びにペット用カート置き場からエントランスまでの導線等の甲が別に使用ルール等を定める場所にあってはこの限りでない。
- キ 2号棟（通常管理の住棟）の使用に当たっては、貫通通路及び有料駐車場を除く2号棟の敷地にペットを入れないこと。ただし、甲又は甲の認める者が2号棟1階北側に設置するコミュニティサロンでペットを伴う集会やイベント等を開催する場合はこの限りでない。
- ク ペットを伴ってエレベーターを利用する場合は、同乗者に迷惑のかからないよう十分な距離を確保するなど配慮すること。
- ケ 乙の関係者が本住宅に来訪する場合、関係者の飼育する動物を同伴させないこと。

(引取人の要件)

第16条 乙が第9条第2項において届け出る引取人は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- 一 日本国に居住する者であること。
 - 二 他の公社賃貸住宅の賃借人又は同居者でないこと。
 - 三 ペットを飼育できる環境にあること。
- 2 乙は、引取人が、前項の資格を欠いた場合、速やかに代わりとなる引取人を探し、甲に対し変更を届け出るものとする。
- 3 引取人の届出が困難な場合、前各項の規定にかかわらず、同等の責務を果たすとみなすことのできる信託契約等の締結を証する書類の提出をもって、これに代えることができる。
- 4 前項の信託契約等を解除する場合は、速やかに代わりとなる引取人を届け出る又は新たな信託契約等の締結を証する書類を提出するものとする。

(ペットクラブ)

第17条 ペットの飼い主（本住宅においてペットを飼育する賃借人をいう。以下本条において同じ。）は、第1条の目的を達成するために、「ペットクラブ」を設け運営する。

- 2 ペットクラブは、ペットの飼い主全員及び入会を希望する住宅居住者で構成する。
- 3 ペットクラブの役割は、次のとおりとする。
- 一 会員相互の友好を深めるとともに、ペットの正しい飼い方に関する知識等の普及に努めること。
 - 二 甲又は甲が指定する者とペットを伴う防災訓練の実施等により、ペット共生住宅における防災に関する知識等の習得及び普及に努めること。

(共用施設等の使用ルール等)

第18条 甲は、ドッグガーデン等のペット用共用施設及び住宅敷地内の通路・広場等の使用について、本規則とは別に使用ルール等を定め、住宅内に掲示する。乙は当該施設等の使用に当たりこれに従う。

- 2 甲は、前項の使用ルール等について、使用実態等に応じて変更することができ、乙は、これに従う。

(飼い主に対する指導、禁止等)

第19条 乙は、本規則に違反し、又は他の住宅居住者や近隣住民等に対し迷惑や危害を与えたときは、自己の責任において速やかに解決を図るものとする。また、甲は、乙に対し、指導等を行うことができる。

- 2 甲が、度重なる指導等を行ったにもかかわらず、問題が解決されない場合は、甲は、乙に対し、ペットの飼育を禁止することができる。
- 3 乙は、ペットを飼育することを禁止された場合は、第15条第1項第一号のスのとおり適切な措置を講

じなければならない。

- 4 甲は、第2項の規定により乙のペットの飼育を禁止したにもかかわらず乙がペットの飼育をやめない場合は、住宅賃貸借契約書等に基づき契約を解除し、又は住宅賃貸借契約の更新を拒絶し若しくは定期賃貸住宅契約の再契約をしないことができる。

(退去時の原状回復)

第20条 甲は、乙が本物件でペットを飼育した場合は、臭気や汚れの度合いにかかわらず、本物件の明渡し後、甲の指定する専門業者による居室内全体の消臭・消毒を必ず行うこととし、乙は、住宅賃貸借契約書等の頭書(5)特記事項に記載の計算方法により算定される費用を負担するものとする。

- 2 ペット飼育による住宅(付帯設備、備品等を含む。)の損傷・汚損及び一部又は全部の滅失等が認められるときは、甲が別に定めた「原状回復に係る費用負担基準」に基づき、その復旧にかかる費用を乙が負担するものとする。

- 3 前項の場合、通常の飼育の範囲を超えて生じた損耗等(物理的な損傷に限らず、汚れや臭いの付着等も含む。)については、その復旧にかかる費用の全額を乙が負担するものとする。

(同居者及び関係者の本規則の遵守)

第21条 乙は、本規則及び本規則に基づく甲の指示・指導等について、乙の同居者及び関係者に対しても従わせなければならない。

(その他の取扱)

第22条 動物保護団体等で管理する動物を受け取る等により、一時的に飼育管理する場合等においても本規則を適用する。

(業務の代行等)

第23条 甲は、次の各号について、甲の指定する者に業務を代行させることができる。

- 一 第9条(書類審査)に関すること。
- 二 第10条(面接審査)に関すること。
- 三 第12条(仮承認の手続き)に関すること。
- 四 第13条(飼育開始後の面談)に関すること。
- 五 第14条(飼育中止の手続)に関すること。
- 六 第17条(ペットクラブ)の運営の支援に関すること。
- 七 第18条(共用施設等の使用ルール等)の使用ルールの運用に関すること。
- 八 第19条(飼い主に対する指導、禁止等)第1項に関すること。

(規則の改廃等)

第24条 本規則の改廃は、甲が行う。改廃に当たっては、甲が乙に通知するものとし、乙はこれに従う。

別表 飼育できる犬種等 (第7条関連)

小型犬・中型犬相当	ダックスフント(ミニチュア・ダックスフンド)	ミニチュア・シュナウザー
アーフェンピンシャー	ダンディ・デインモント・テリア	ミニチュア・ピンシャー
アイリッシュ・ソフトコートedd・ウイートン・テリア	チエスキー・テリア	ムードー
アメリカン・コッカー・スペニエル	チベタン・スペニエル	ヨークシャー・テリア
イタリアン・グレーハウンド	チベタン・テリア	ラサ・アプソ
イングリッシュ・コッカー・スペニエル	チャイニーズ・クレストドッグ	ランカシャーヒーラー
ウェーブット	チルネコ・デルエトナ	レークランド・テリア
ウエスト・ハイランド・ホワイト・テリア	チワワ	ローシエン
ウェルシ・コーニー・カーディガン	トイ・マンチェスター・テリア	ロシアン・トイ
ウェルシ・コーニー・ベンブローク	ノーフォーク・テリア	ワイアーフォックス・テリア
ウェルシ・スプリングラー・スペニエル	ノーリッチ・テリア	柴
ウェルシ・テリア	ノルウェイジアン・ブーフント	日本スピッツ
オーストラリアン・キャトル・ドッグ	バーソン・ラッセル・テリア	日本テリア
オーストラリアン・ケルピー	パグ	狆
オーストラリアン・テリア	バセット・ハウンド	大型犬相当
キャバリア・キング・チャールズ・スペニエル	ハバニーズ	アイリッシュ・ウォーター・スペニエル
キング・チャールズ・スペニエル	パピヨン	イングリッシュ・スプリングラー・スペニエル
グラン・バセット・グリフォン・バンデーン	ビアデッド・コリー	オーストラリアン・シェパード
クロアチアン・シープドッグ	ビーグル	キースホンド
ケーン・テリア	ビション・フリーゼ	クランバー・スペニエル
ケリー・ブルー・テリア	ブードル(スタンダード)	ゴールデン・レトリーバー
コーケルホンディエ	ブードル(トイ)	サセックス・スペニエル
コトン・ド・チュレアール	ブードル(ミディアム)	サモエド
シー・ズー	ブードル(ミニチュア)	シベリアン・ハスキー
シーリハム・テリア	ブーリー	スペニッシュ・ウォーター・ドッグ
シェットランド・シープドッグ	ブチ・バセット・グリフォン・バンデーン	ノヴァ・スコシア・ダック・トーリング・レトリーバー
ジャーマン・スピッツ(クライン)	ブチ・ブラバンソン	ハリア
ジャーマン・スピッツ(グロース)	ブランキー・クリサージーク	ピレニア・シープドッグ
ジャーマン・スピッツ(ミッテル)	ブリタニー・スペニエル	フィールド・スペニエル
ジャック・ラッセル・テリア	ブリュッセル・グリフォン	ボーダー・コリー
ショロイツクインツレ(インターミディエイト・バラエティー)	フレンチ・ブルドッグ	ポーチュギーズ・ウォーター・ドッグ
ショロイツクインツレ(スタンダード・バラエティー)	ペキニーズ	ポリッシュ・ローランド・シープドッグ
ショロイツクインツレ(ミニチュア・バラエティー)	ペルービアン・ヘアレス・ドッグ(小型)	ポルスレース
スカイ・テリア	ペルービアン・ヘアレス・ドッグ(中型)	ラブラドール・レトリーバー
スキッパー・キ	ペルービアン・ヘアレス・ドッグ(大型)	ラボニア・ハーダー
スコティッシュ・テリア	ベルジアン・グリフォン	
スタンダード・シュナウザー	ボーダー・テリア	
スマース・コリー	ボストン・テリア	
スマース・フォックス・テリア	ボメラニアン	
スマール・ミュンスター・レンダー	ボロニーズ	
タイワン・ドッグ	マルチーズ	
ダックスフント(カニーンヘン・ダックスフンド)	マンチェスター・テリア	
ダックスフント(スタンダード・ダックスフンド)	ミニチュア・アメリカン・シェパード	

- (1) ミックス犬の場合は、上表の犬種の交配によるものとし、血統証明書又は獣医師の所見書の写しを提出すること
- (2) 雜種犬で犬種の証明ができない場合は、獣医師の所見書（上表の犬種と同等と確認でき、成犬時の体高59cm以下かつ体重35kg以下で習性等において他者に危害を加える等の危険性が低いと判断されたもの）を提出すること

ペット等共生住宅への入居に係る確認書

本書は、住宅賃貸借契約書又は定期賃貸住宅契約書（以下「住宅賃貸借契約書等」という。）の頭書特記事項に基づき、乙がカーメスト用賀馬事公苑（以下「本住宅」という。）に居住するに当たって必要な事項を定める。

（目的）

第1条 本書は、乙が動物愛護についての理解を深め、本住宅及び近隣地域における良好な住環境を維持し、人と動物の共生に配慮することを目的とする。

（定義）

第2条 本書における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 ペット 本住宅1号棟において、甲が居住者に飼育を認めた犬及び猫をいう。
- 二 ペットクラブ 第6条第2項に掲げる者で構成し、同条第3項に定める役割を担う組織をいう。

（住宅居住者としてのペット等共生への理解）

第3条 乙は、動物の愛護について理解し、人と動物が共生できる快適な生活環境づくりに協力するものとする。

2 乙は、本住宅1号棟においては住宅賃貸借契約書等及び甲の定める規則に基づきペット飼育が許容されている一方、本住宅2号棟においては本確認書第5条に定めるとおりペットの飼育が禁止されていることを確認する。

（補助犬に対する配慮）

第4条 住宅居住者が、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬・介助犬・聴導犬（以下「補助犬」という。）を必要とする場合においては、他の住宅居住者は、その必要性に十分配慮するものとする。

（ペットの飼育）

第5条 甲は、乙が本住宅2号棟に居住するに当たり、住宅賃貸借契約書等に基づき、ペットの飼育及び本住宅への持ち込みを禁止する。ただし、良識の範囲内で飼育する場合において、住宅賃貸借契約書等に定める小鳥又は魚類に限り、その飼育を認める。

（ペットクラブ）

第6条 甲は、本住宅居住者が第1条の目的を達成するために、「ペットクラブ」を設け運営するに当たり、これを支援する。

2 ペットクラブは、ペットの飼い主（本住宅1号棟においてペットを飼育する賃借人をいう。）全員及び入会を希望する住宅居住者で構成する。

3 ペットクラブの役割は、次のとおりとする。

- 一 会員相互の友好を深めるとともに、ペットの正しい飼い方に関する知識等の普及に努めること。
- 二 甲又は甲が指定する者とペットを伴う防災訓練の実施等により、ペット共生住宅における防災に関する知識等の習得及び普及に努めること。

（共用施設等の使用ルール等）

第7条 甲は、ドッグガーデン等ペット用共用施設及び住宅敷地内の通路・広場等の使用について、本書とは別に使用ルール等を定め、住宅内に掲示する。乙は当該施設等の使用に当たりこれに従う。

2 甲は、前項の使用ルール等について、使用実態等に応じて変更することができ、乙は、これに従う。

（本住宅2号棟でのペットを介したイベントの実施）

第8条 甲は、第1条に掲げる目的達成のため、本住宅2号棟1階北側に設置するコミュニティサロンで

ペットを伴う集会やイベント等を開催することができるものとし、乙はこれを了承するものとする。

(同居者及び関係者の本規則の遵守)

第9条 乙は、本書の内容について、乙の同居者及び関係者に対しても従わせなければならない。

(改廃等)

第10条 本書規定内容の改廃は、甲が行う。改廃に当たっては、甲が乙に通知するものとし、乙はこれに従う。